

名古屋市における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る 運用制度要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めがあるもののほか、名古屋市内における法の施行に関する事務の運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築物のエネルギー消費性能適合性判定

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式における市長が必要と認める図書）

第2条 規則第3条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）（省令第1条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
- (2) BELS（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度。以下同じ。）に基づく評価書（省令第1条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該

評価に要した書類の写し

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式における市長が不要と認める図書)

第3条 規則第3条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、前条に掲げる図書に規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を明示したときは、当該図書とする。

(軽微な変更に関する証明書の交付申請)

第4条 規則第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定により完了検査の申請又は完了の通知をする前に、軽微変更該当証明申請書(第1号様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第3条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)
- (2) 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った場合にあっては、当該判定に要した書類の写し(変更に係る部分に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請に基づき交付を決定したときは、軽微変更該当証明書(第2号様式)に申請書の副本を添えて、申請者に交付する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の取下げ)

第5条 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請をした建築主は、当該適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをする場合においては、取下届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(特定建築行為に係る工事の取止め)

第6条 法第11条第6項又は法第12条第7項に規定する適合性判定通知書の交付を受けた建築主は、工事を取り止めたときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく工事取止届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(確保計画書の保存年限)

第7条 規則第3条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画書は、当該確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付した日から15年間保存することとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請における市長が必要と認める図書)

第8条 規則第20条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築又は増築及び改築の場合にあっては次に掲げるもの

- a 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証及び技術的審査に要した書類
- b 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（省令第10条各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し
- c BELSに基づく評価書（省令第10条各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写し及び当該評価に要した書類の写し

(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号）附則第2項に規定する施行日以後認定申請建築物であって同令附則第3項又は第4項を適用するものにあつては、既存部分の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写し

(3) 第14条の完了の報告後に増築等によって変更認定申請が必要な場合にあっては、既存部分の法第30条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を受けた認定申請書の副本の写し及び規則第24条第2項の規定による通知書の写し

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請における市長が不要と認める図書)

第9条 規則第20条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、前条第1号に掲げる図書に規則第20条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき全

ての事項を明示したときは、当該図書とする。

（認定申請の取下げ）

第10条 法第29条第1項の規定による認定の申請を行う者、第31条第1項の規定による変更の認定の申請を行う者及び規則第28条の規定による軽微な変更
に該当していることを証する書面の交付の申請を行う者は、当該認定又は交
付を受ける前に申請を取り下げの場合は、申請を取り下げることができる。

2 前項の取下げをする場合においては、取下届を市長に提出しなければならない。

（不認定の通知）

第11条 市長は、法第29条第1項又は第31条第1項の規定による認定の申請が
あった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が
法第30条第1項各号に定める基準に適合しないと認める場合（同条第2項の
申出があった場合にあっては、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準
関係規定に適合しないと認める場合を含む。）は、その旨を、不認定通知書
（第5号様式）により通知するものとする。

（認定に係る工事等の取止め）

第12条 法第30条第1項の認定を受けた者（当該認定を受けた建築物又はその
部分の所有権その他法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の
向上のための建築物の新築等に必要な権原を取得した者がいる場合にあって
は、その者とする。以下「認定建築主」という。）は、その工事を取り止め
たときは、取止届（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

（認定の軽微な変更）

第13条 認定建築主は、規則第25条第1号に規定する変更をしようとする
ときは、記載事項変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、第14条に規定する完了の報告を行う前に規則第25条第2号
に規定する変更をしようとするときは、記載事項変更届の正本及び副本に
それぞれ当該変更に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 次条に規定する軽微変更該当証明申請書を申請する場合は、当該変更届の
提出を要しない。

（認定の軽微な変更に関する証明書の交付申請）

第13条の2 規則第28条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、第14条に規定する完了の報告を行う前に、軽微変更該当証明申請書（第8号様式）の正本及び副に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第20条第1項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）
- (2) 第8条第1号を添付して認定を受けた場合は、軽微変更に該当することを証明する図書

2 市長は、前項の申請に基づき交付を決定したときは、軽微変更該当証明書（第9号様式）に申請書の副本を添えて、申請者に交付する。

（完了の報告）

第14条 認定建築主は、法第30条第1項の認定を受けて行った法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、完了報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（是正要請）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請者、認定建築主又は建築物の所有者に対して是正を要請することができるものとする。

- (1) 申請者、認定建築主又は建築物の所有者が関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 法第30条第1項の認定を受けた建築物の建築が適正に行われていないとき。

（認定の取消し）

第16条 市長は、法第34条に規定する認定の取消しを行ったときは、その旨を認定取消通知書（第11号様式）により、当該認定建築主であった者に通知するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。